農林 漁業者等に ょ 5る農林 漁 業 \mathcal{O} 六次 産 業 化 \mathcal{O} 促 進 に関 はする法

(目的)

第 一条 この 法律 は、 農山漁村における六次産業化の推進の重要性にか んが み、 農山 漁 村の 重要な産業であ

る農林漁業の六次産業化を促進するため、 農林漁業者等による農林漁業及び関 連 事 業 の総合化を支援する

ため \mathcal{O} 措 置を講ずることにより、 農林 漁業経営 の改善を図り、 もつ て農林漁業 の持 続 的 か つ健全な発展及

び農山漁村の活性化に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第二条 農林漁業者等による農林漁業及び関連事業の 総合化は、 それが農業者、 林業者及び漁業者の 所得の

確 保 を通じて持続的な農林漁業 の生産活動を可能とし、 地 域経 済に活力をもたらすとともに、 エ ネ ル ギ

源としての 利 用 その 他 \mathcal{O} 農林 水 産物 等 \mathcal{O} 新 た な 需要 \mathcal{O} 開 拓 等に より 地球 温 暖 化 の防 止に寄与することが 期

待されるものであることにか λ が み、 農 Ш 漁 村 \mathcal{O} 重 要な産業 で あ のる農林な 漁 業 \mathcal{O} 六次 産業 化 を促 進 す るため

地 域 \mathcal{O} 自然的 経 済 的 社会的 条件に . 応じ、 地 域 にお け る創 意工 一夫を生 カゝ L つつ、 農 林 漁 業者 等 が 必要に応

じて農林漁業者等以外の者の協力を得て農林水産物等及び農山 漁村に存在する土地、 水その他の資源を有

効に活用して主体的に行う取組 に対して国が集中的 かつ効果的に支援を行うことを旨として、 その促進が

図られなければならない。

2 農林漁業者等による農林漁業及び関連事業の総合化の促進に当たっては、 農林水産物等又はこれを原材

料とする新商品の生産又は販売に関する新技術の導入が重要であることにかんがみ、 多様な主体による当

該新技術の研究開発及びその成果の 利用が推進されなければならない。

(定義)

第三条 この法律において 「農林漁業者等」 とは、 農業者、 林業者若しくは漁業者又はこれらの者の 組織す

る団体 (これらの者が主たる構成員又は出資者 (以下「構成員等」という。) となっている法人を含む。

)をいう。

2 この 法律にお いて 「農林水産物等」とは、 農林水産物及びその生産又は加 工に伴い副次的に得られた物

品のうち動植物に由来するものをいう。

3 \mathcal{O} 法 律にお いて 「六次産業化」 とは、 農林 水産物等及び農山漁村に存在する土地、 水そ 0 他 \mathcal{O} 資 源 を

有効に活用して、 一次産業としての農林漁業と、二次産業としての製造業、三次産業としての小売業等の

事 業との 融 合を 义 る 取 組 であ 0 て、 農 Щ 漁 村 \mathcal{O} 活性 化に寄 与するも \mathcal{O} をい · う。

4 \mathcal{O} 法 律 に お 1 7 農林 漁 業 及び 関 連 事 業 \mathcal{O} 総合化」 とは、 農林 漁 業 \mathcal{O} 六次 C産業化[·] を図 「るた め、 単 独 又

は 共 同 \mathcal{O} 事業として農林水産 物等の 生産 (農林: 水産 物等を新 商 品 \mathcal{O} 原 材料として利用するため に必要な収

集その 他の農林水産省令で定める行為を含む。 次項及び第六項第一 号にお *(* \ て同じ。) 及びその加 工又は

販売 を 体的 に 行う事業活 動 で あっ て、 農林 水 産 物 等 \mathcal{O} 価 値を高 め、 又はその 新たな価 値 を生 み出すこと

を目指したものをいう。

5 \mathcal{O} 法 律に お 1 7 総総 合化 事業」 とは、 農林 漁業経営の 改善 を図る ため、 農 林 漁業者等が農林漁業 及び

関 連 事 業の 総合化を行う事業であって、 次に掲げる措置を行うもの をいう。

産 に係 自らの生産に係る農林・ る農芸 林 水 産 物 等を含む。 水 産 物等 次号におい (当該農林漁業者等が団 、 て 同 Ü をその 体 であ 不可欠な原 る場合にあっては、 材 料として用 その いて行う新商 構 成員 等の生 品 \mathcal{O}

開発、生産又は需要の開拓

自 5 \mathcal{O} 生 産 に係 る農 林 水 産 物等 に つい て行う新たな販 売 0 方 式 0 導 入 又は 販売 \mathcal{O} 方式 \mathcal{O} 改

三 前二号に掲げる措置を行うために必要な農業用 施設、 林業用 施設又は 漁業用 施設 の改良又は 取得、 新

規 0 作 物 又は 家畜 \mathcal{O} 導 入、 地 域 E 存在する土 地、 水その 他 の資源を有効 に活 用 ľ た生産 の方式 (T) 導 入そ

の他の生産の方式の改善

6 \mathcal{O} 法 律に お 7 7 研研 究開 発 ·成果利用事業」 とは、 次に掲げる研究開 発及びその成果 \mathcal{O} 利用を行う事

業であっ て、 農林漁業者等による農林漁業及び関連 事業の総合化の促進に特に資するもの を . う。

新 商 品 \mathcal{O} 原 材料 に適する新 品品 種 の育成、 土地、 水その 他 (T) 資源 を有効に活 用した生産 の方式又は農林

水 産 物 等 \mathcal{O} 生 産に 要す る費用 \mathcal{O} 低 減 に資 する生 産 \mathcal{O} 方 式 \mathcal{O} 開 発、 品 質 管 理 0) 方法 \mathcal{O} 開 発 そ \mathcal{O} 他 \mathcal{O} 農 林 水

産 物 等 \mathcal{O} 生 産 又は 販 売 \mathcal{O} 高 度 化に 資 行る 研 究 開 発

新 商 묘 \mathcal{O} 生 産に 要する費用 の低 減に資する生産の方式又は機械 0 開 発、 品質管理の方法の 開発そ 0 他

の新商品の生産又は販売の高度化に資する研究開発

7 \mathcal{O} 法 律に お 7 て 産 地連 携 野菜供給契約」 とは、 農業者又は農業者 \mathcal{O} 組 織 する団体 これ らの 者が 主

た る 構 成 員等となってい くる法 人を含む。 以下この 項 E お 1 て同 ľ, が 指 定 野 菜 (野 菜 生 産 出 荷安 定法

昭 和 兀 + 年 法 律第百三号) 第二条に規定する指定 是野菜、 を V う。 以 下 同 Ü を原 料若 しく は 材料 7

使用する製造若 しくは加工の事業又は指定野菜の 販売の事業を行う者との間にお ζ) 、て農林・ 水産省令で定め

るところにより締結する指定野菜の 供給に係る契約 (複 数 の産 地 の農業者又は農業者の組 織 する団 体が 連

携して行う指 定 野菜 \mathcal{O} 供給に · 係 いるもの であって、 天候その他や むを得ない事 由 により 供 給すべ き指 定 野 菜

に不足が生じた場合に、 これと同一の種別に属する指定野菜を供給することを内容とするものに限る。

をいう。

(基本方針)

第四条 農林水産 大臣 は、 農林漁業者等による農林漁業及び関連事業の総合化の促進に関する基本方針 以

下「基本方針」という。)を定めるものとする。

2 基本方針においては、 次に掲げる事項を定めるものとする。

一 農山漁村における六次産業化の推進に関する基本的な事項

農林漁業者等による農林漁業及び 関連事 業 の総合化の促進 の意義及び基本的な方向

三 総合化事業及び研 究開 発 成果 利 用 事 業 0 実施 に 関する基本的 な 事 項

兀 前三 号に掲げるも \mathcal{O} のほ か、 農林漁業者等による農林 漁業及び 関 連事業の 総合化 の促進に 関する重要

事項

- 3 農林水産大臣 は、 経済事情の変動その他情勢の推移により必要が生じたときは、 基本方針を変更するも
- のとする。
- 4 農林水産大臣は、 基本方針を定め、 又はこれを変更しようとするときは、 あらかじめ、 関係行政機関の

長に協議しなければならない。

5 農林 水産大臣は、 基本方針を定め、 又はこれを変更したときは、 遅滞なく、 これを公表しなければなら

ない。

(総合化事業計画の認定)

第五条 農林漁業者等は、 単独で又は共同して、 総合化事業に関する計画 (当該農林漁業者等が団体である

場合にあっては、その構成員等の行う総合化事業に関するものを含む。 以下「総合化事業計 画」という。

- を作成し、 農林水産省令で定めるところにより、 これを農林水産大臣に提出して、 その総合化事業計 画
- が適当である旨の認定を受けることができる。
- 2 総合化事業計 画に は、 次に掲げる事 項を記載 しなけ いれば、 なら ない。
- 認定を受けようとする農林漁業者等 (当該農林漁業者等が団体である場合にあっては、その構成員等

を含む。 第四項及び第五項第二号にお いて同じ。 の農林漁業経営 [の現状

- 二 総合化事業の目標
- 三 総合化事業の内容及び実施期間
- 四 総合化事業の実施体制
- 五. 総合化事業を実施するために必要な資金の額及びその調達方法
- 六 その他農林水産省令で定める事項
- 3 総合化事業計 画に は、 前項各号に掲げる事項のほ か、 総合化事 業の用に供する施設の整備に関する次に

掲げる事項を記載することができる。

- 一 当該施設の種類及び規模その他の当該施設の整備の内容
- 一 当該施設の用に供する土地の所在、地番、地目及び面積
- 三 その他農林水産省令で定める事項
- 4 総合化 事業計 画に は、 認定を受けようとする農林漁業者等以外の者 の行う次に掲げる措置 (第 号かり 5

第三号までに掲げる措置にあっては、 農林漁業者等以外の者が行うものに限る。) に関する計画を含める

ことができる。

認定を受けようとする農林漁業者等が実施する農業改良資金融 通 法 昭 和三十一 年法律第百二号) 第

二条の農業改良措置 (第九条第一項において 「農業改良措置」という。)を支援するための 措置

経営に必要な施設の設置その他の農林水産省令で定めるものに限る。)

認定を受けようとする農林漁業者等が実施する林業・木材産業改善資 金助成法 (昭和 五. 十一年法律第

四十二号) 第二条第一 項の 林 業 • 木材産業改善措置 (林業経営の 改善を目的 として新たな林業部 門 の経

営を開始し、 又は 林 産物 \mathcal{O} 新 たな生産若しく は 販売 の方式を導入することに限る。 第十 · 条 第 項に お 1

7 「林業・木材産業改善措置」という。) を支援するための措置 (林業経営に必要な施設の設置そ 0 他

の農林水産省令で定めるものに限る。)

三 認定を受けようとする農林漁業者等が実施する沿岸漁業改善資金助成法 (昭和五十四年法律第二十五

号) 第二条第二項 Ó 沿岸 漁 業 0 経 営の改善を促進するために 普及を図る必要が あると認め 5 れる近代的

な漁業技術そ O他 合 理 前 な 漁 業生 一産方式 \mathcal{O} 導 入 (当該漁業技 術又は当該 漁業生産方式 \mathcal{O} 導入と併 せ 行う

水 産 物の合理的な加工方式の導入を含む。)を支援するための措置 (沿岸漁業経営に必要な機器 \mathcal{O} 設置

その他の農林水産省令で定めるものに限る。)

四 その他当該総合化事業を促進するための措置

5 農林水産大臣は、 第一 項の認定の 申請があった場合において、その総合化事業計画が次の各号のいずれ

にも適合するものであると認めるときは、 その認定をするものとする。

基本方針に照らし適切なものであり、

かつ、

当該総合化事業を確実に遂行するため適切なものである

こと。

当該総合化事業の実施により認定を受けようとする農林漁業者等の農林漁業経営の改善が行われるも

のであること。

6

農林水産大臣は、 総合化事業計画にその所管する事業以外の事業の実施に関する事項が記載されている

場合において、 第一 項の認定をしようとするときは、 あらかじめ、 当該事業を所管する大臣に協議 Ļ そ

の同意を得なければならない。

7 農 林 水産大臣 は、 第三項各号に掲げる事項 (同項第二号の土 地が農地 (耕作の目的に供され る土 地 をい

う。 以下同じ。)又は採草放牧地 (農地以外の土地で、主として耕作又は養畜の事 業のための採草又は家

畜 地を農地若しくは採草放牧地以外の とする権利を取得するに当たり、 項 \mathcal{O} 放牧 \mathcal{O} 地 都 で 道 ある当 \mathcal{O} 府 目的 県 知事 該 に供され 土 \mathcal{O} 地 を農地 許可を受けなけ るも 以 のをいう。 外 農地法 \mathcal{O} ものにするため当該土地につい ŧ ればならない \mathcal{O} に 以下同じ。) (昭和二十七年法律第二百二十九号) 又は農地 ものに係るものに限 であ である当 ŋ 同 該 項 土 て所有権若しくは使用及び収益を目的 \mathcal{O} 施 地 る。) 岩しく 設 \mathcal{O} 用 第四条第一項又は第五条第 が記載されてい は に供することを目的として 採草 放牧 地 で ある当時 る総 合 化事 該 土

当するものであると認めるときは、 \mathcal{O} 同 意を得り なけ れ ばならない。 この 政令で定めるところにより、 場合にお いて、 当 該 都 道 府 県知 同意をするものとする。 事 は 当該 事 項 が 次に 掲 げ る要件 に該

業計

画

に

つい

て

第

項

 \mathcal{O}

認定をしようとするときは、

当該

事

項について、

当 該

都道

府

県知

事

に

協

議

そ

することができない 農地を農地以外のものにする場合にあっては、 場合に該当しないこと。 農地法第四条第二項の規定により同 条第 項の許可を

 \mathcal{O} 用 許 農地 及び 『可をすることができない場合に該当しないこと。 収 又は 益 を目的 採 草放 とす 牧 地 んる権 を農 利 地 を取 又は 得する場合にあっ 採草放牧 地 以外 \mathcal{O} て もの は、 にするためこれら 農地法第五条第二 O土地 項の 規定により に つい て 所 同 有権 条第 又 は 項 使

和 に 匹 お 十三年 *(*) て、 · 法律: 第三 項 第百号) (T) 施設 第七 (農林: 条 水産 第 物等の 項 \mathcal{O} 規 定 販売施設であって政令で定めるものに限る。 に ょ る市 街 化 調 整 区 域 を 1 う。 第十四 条 に 以下この項に お 1 て 同 お 内

て同じ。 \mathcal{O} 建 築 (建築基準法 (昭 和二十五年法律第二百一号)第二条第十三号に規定する建築を いう。

0) 用 に 供する目的 で行う都 市 計 画 法第四条第十二項に規定する開発行為 (以下この項 及び 第十四 1条第

項 E お 1 7 開 発行為」 という。 又は質 第三項 0 施 設を新築し、 若 しく は 建 築 物 建 **操基** 準 法 第二 一条第

号に 規定する建 築物をいう。 を改築し、 若しくはその用 途を変更 L て 同 項 \mathcal{O} 施 設とする行 為 (以下この

項及び第十四条第二 項におい 7 「建築行為等」という。 を行うものであり、 当該開發 発行 為又は建築行為

等を行うに当たり、 都市 計 画法第二十九条第 項又は第四十三条第一 項 への都道 府県知り 事 (地 方自治法 (昭

和二十二年法律 第六十七号) 第二百五十二条の 十九 第 項 の指: 定都 市、 同 法第二百五十二条の二十二第

項 \hat{O} 中 核 市 又 は 同 法第一 二百五 十二条の二十六の三第 項 \mathcal{O} 特 例 市 \dot{O} 長を含む。 以下この項 及び 第十 兀 条第

二項 E お 1 て 同 ľ \mathcal{O} 許 可 を受け なければ なら な 1 ŧ \mathcal{O} に 係 るも \mathcal{O} 12 限 る。 が 記 載さ れ 7 1 る 総 合化

事業 画につい て第一 項の認定をしようとするときは、 当該事 項について、 当該都道府県 知 事 に協 議

る市 その 市街化区域をいう。) が 当 該 街化を促進するおそれがないと認められ、 同意を得なけ 開 発行為をする土地 ń ば 内において行うことが困難又は著しく不適当と認められるときは、 ならな 又は当該 この 建 、築行為等に係る第三項 場合にお かつ、 į, て、 当該 市街化区域 都 \mathcal{O} 道 府県 施設 (都市計 知 \mathcal{O} 事 敷 は、 地 で 画法第七条第一 当 あ る土 該 開 発行為 地 \mathcal{O} 区 項 域 又は 同意をするも $\widehat{\mathcal{O}}$ \mathcal{O} 規定に 建築行為等 周 辺 に よる お け

9 農林 水産大臣は、 第 項 の認定をしたときは、 遅滞なく、 その旨を関係 都 道 府県知事 に通知するも のと

とする。

10 業 農林 (当該産地連携野菜供給契約に係る指定野菜を生産する農業者の作付面 水産大臣は、 第二項第三号に掲げる事項として産地連携野菜供給契約に基づく指定野菜の供 積の合計が農林水産省令で定め 給 の事

る 面 積に達しているものに限る。 が 記載された総合化事業計 画について第一 項の 認定をしたときは、 遅

滞なく、 その旨を独 <u>\frac{1}{2}</u> 一行政法 人農畜 ī産業! 振 興 機 構 に 通 知するものとする。

(総合化事業計画の変更等)

第六条 前条第 項の 認定を受けた農林漁業者等は、 当該認定に係る総合化事業計画を変更しようとすると

きは、 農林 水 産 省令で定めるところにより、 農林・ 水 産 大臣 0 認定を受け なけ ħ ばならな \ <u>`</u> ただし、 農林

水産省令で定める軽微な変更については、この限りでない

2 前 条第 項の認定を受けた農林漁業者等 は、 前項ただし書 の農林水産省令で定める軽微な変更をしたと

きは、 遅滞なく、 その旨を農林水産大臣に届 け出 なければなら ない。

3 農 林 水 産大臣 は、 前条第一 項 の認定を受けた農林 漁業者等 (当該 農: 林 漁業者等が 対体で ある場合にお け

るそ 0 構 成員等 及び 当該農林 漁 業者等に係 る 同 条第 四 項. 各号に掲げ る措 置 を行う同 項に規 定する者 以 下

促 進 事 業者」 という。 を含む。 以下 認 定 農林 漁 業者等」 という。 が 当 該 認認 定 に係 る 総 合化 事 業計

画 (第 項の規定による変更の認定又は前 項 \bigcirc 規定による変更の 届出があ ったときは、 その 変 更後 \mathcal{O} ŧ \mathcal{O}

0 以 下 認定総合化事業計画」 という。 に従って総合化事業 (同条第四項各号に掲げる措置を含む。 第

九 条第 項に お (1 、 て 同 ľ を行ってい な いと認めるときは、 その 認定を取 り消すことができる。

4 前 条第 五. 項 か ら第: $\dot{+}$ 項 くまで 0) 規 定 は、 第 項 \mathcal{O} 認定に つい て準 甪 でする。

(研究開発・成果利用事業計画の認定)

第七条 研究開 発 成果利用事業を行おうとする者は、 単独で又は共同 して、 研究開発 成果利用事業に関

する計 画 (以 下 「研究開 発 • 成 果利 用事業計 画 という。) を作成し、 主務省令で定めるところにより、

これ を主 一務大臣 に提出して、 そ \mathcal{O} 研 究開 発 • 成 果利 用 事 業 計 画 が 適当である旨 の認定を受けることができ

る。

2 研究開発・成果利用事業計画には、 次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 研究開発・成果利用事業の目標

二 研究開発・成果利用事業の内容及び実施期間

三 研 究 開 発 成 果 利 用 事 業を実施するために 必要な資 金 \mathcal{O} 額 及び その 調 達 方法

3 研究 開発 • 成果利 用事業計 画には、 前項各号に掲げる事 項の ほ か、 研究開発• 成果利用事業の用に供す

る施設の整備 に 関する次に掲げる事項を記載することができる。

一 当該施設の種類及び規模その他の当該施設の整備の内容

当該 施 設 \mathcal{O} 用 12 供 がする土は 地 \mathcal{O} 所 在、 地 番、 地 目 及び 面 積

三 その他農林水産省令で定める事項

4 主 務大臣は、 第一 項の 認定 0 申 請があった場合において、 その研究開発・成果利用事業計画が基本方針

に照ら 適 辺切 な もの であ ý, カコ つ、 研 究開 発 成果利用事業を確実に遂行するため 適 切 な ŧ 0) であると認

 \Diamond るときは、 そ \mathcal{O} 認定をするも のとする。

5 主務大臣は、 第三項各号に掲げる事項 (同項第二号の土地が農地又は採草放牧地であり、 同 項 $\widehat{\mathcal{O}}$ 施設 \mathcal{O}

用に供することを目的として、 くは採草放牧地である当該土地 農地である当該土地を農地以外の を農 地若しくは採草放牧地 以外 \mathcal{O} ものにするため当該土地につい ものにし、 又は農地である当該土 所 地 有 若 権

7

若しくは使用 及 び収 益 を目的とする権利を取得するに当たり、 農 地 法 第四 · 条第 項 又 は 第 五 条 第 項 \mathcal{O} 都

道 府 県 知 事 \mathcal{O} 許 可 を受け なけ れ ばならない Ł Oに係るもの に限 る。 が 記 載され 7 1 る研 究 開 発 成 果利

用 事 業計画に ついて第一 項の認定をしようとするときは、 当該事項について、 当該都道 府 県 知 事 に協 議

その 同 意を得なけ ればならない。 この場合においては、 第五条第七項後段の規定を準用する。

研 究開 発 成 果利 用事 業計 画 の変更等)

第八条 前 条第 項 $\widehat{\mathcal{O}}$ 認定を受けた者 (以 下 「認定研 究開 発 成 果利 用事業者」 という。 は、 当該 認定に

係 る 研 究 開 発 成 果 利 用 事 業 計 画を変更しようとするときは、 主務 省令で定めるところにより、 主務大臣

認定を受けなければならない。 ただし、 主務省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

 \mathcal{O}

2 認 定 研 究開 発 成 果利 用 事 業 者 は 前 項 ただし 書 \mathcal{O} 主務 省令で定め る軽微な変更をしたときは、 遅 滞 な

そ \mathcal{O} 旨 を 主 務 大 臣 12 届 け 出 な け れ ば なら な

3 主 務 大 臣 は 認定 研究 開 発 成 果利 用 事業者 が 前条第 項 $\widehat{\mathcal{O}}$ 認定に係る研究開発 成 果利 用 事業 計 画

第 項 $\widehat{\mathcal{O}}$ 規定に よる変更の認定 又は 前 項 の規定による変更の 届 出 が あったときは、 そ の変更後 \mathcal{O} ŧ 以

下 認 定 研 究 開 発 成果利 用 事 · 業 計 画 という。 に従 って研 究開 発 • 成果利 用事 事業を行 つてい ない 、 と 認

めるときは、その認定を取り消すことができる。

4 前 条第 兀 項 及 び 第 五. 項 \mathcal{O} 規 定 は、 第 項 \mathcal{O} 認 定に 0 7 て準 用

でする。

(農業改良資金融通法の特例)

第 九条 認 定総 合化事 業計 画に従 って行わ れる総合化事業 (以 下 「認定総合化事 業 という。 に第一 五条第

匹 項 第 号に掲げる措置 」が含まり れる場合に お 7 て、 促進· 事 業者 が 当 該 措 置を行うときは、 当該 措置 |を農業

改良措置 とみな じて、 農 業 改 良 資 金 融 通 法 \mathcal{O} 規 定を 適 用 する。 この 場 合に お 1 て、 同 法第三条 第 項 第

号中 業者 又 は そ \mathcal{O} 組 織 す る 団 体 (次号 12 お 1 て 「農業者等」という。)」 とあ る \mathcal{O} は 農 林 漁 業 者

に ょ る農林漁業 の六 次産業化 の促進 に関す る法律第六条第三項に規定する認定総合化事業計 画 に従 つて同

請者に係 第二号中 融 法第 合には、 公庫 五. 法 条第四 る農林 その団体を構成する農業者)」とあるのは 第二条第三号に 「農業者等」とあるのは 頃第 漁業者等による農林漁業 号に掲げる措置を行う同法第六条第三項に 規定する中 「促進事業者」と、 小 企業者 の六次産業 に 限 る。 化 「その申請者」と、 次号に、 同法第七条中 \mathcal{O} 促進 に お 関する法律第九条第 規定する促進 11 7 「その申請者 促 進 「その経営」 事 業者」 事 業者 (その者が団 という。)」 (株式会社 とあるのは 項に規定する認定総 体で 日 本 「そ ある場 政 策 の申 同 金 項

2 農 業 改 良資 金 融 通 法 第 二条 **(前** 項 \mathcal{O} 規定に より適用され る場合を含む。) 0 農業改一 入良 資: 金 (同 法 第 匹

合化

事

業を行う農業者の経営」

と、

同

項

とあ

る

0

は

前

条

第一

項」とする。

 \mathcal{O}

中 \mathcal{O} 特 同 「十年 定地 法第四条 「域資金を除く。)であって、 (地勢等 (同法第八条第二項にお \dot{O} 地 理的 条件 が きまく、 į١ 認定農林漁業者等が認定総合化事業を行うのに必要なものに 農業 て準用する場合を含む。) \mathcal{O} 生産条件が 不利 な地域として農林水産 の規定 の適用につい 大臣 ては、 . が指: 定す 同法 え も 第四句 V) 7

に つては、 お 7 7 、農業改. 十二年)」 良措 とあるのは 置 皇を実施 す るの 「十二年」と、 に 必要な資 金 三年 (以下この条 (特定: 地 域 に 資 お 金にあつては、 1 7 「特定 地 域 資 五年)」とあるの 金 という。) に は あ

五年」とする。

つ

(林業・木材産業改善資金助成法の特例)

第十条 置 を適 を行うときは 用する。 認 定 総 この場合にお 合 化事 当該 業に が措置を: · 第 7 五. て、 林 条 業 第四 同 木 法第三条第一項中 項 第 材産業改善措置とみなして、 一号に · 掲 げ ,る措 「この法律」 置 が 含まれ とあるの 林業 · る場 合に 木材産業改善資 は お 1 この て、 法律 促 進 及び 金 事 業者が 助 農林 成 法 が 漁 \mathcal{O} 業者 規定 該 措

等による農林 漁 業の 六次産業 化 \mathcal{O} 促 進 に関する法律」 と、 林 業従 事者、 木 材 産業 に 属す る事 業を営 む者

(政令で定め る者に 限る。 又はこれ 5 \mathcal{O} 者 \mathcal{O} 組 織 ず る団 体そ \mathcal{O} 他 政 令 で定め る者 (以 下 林 業 従 事 者 築

とあ る \mathcal{O} は 同 法第六条第三項 に 規定する 認定 総 合 化 事 業 計 画 に従 つて 同 法 第 五. 条 第 兀 項

第二号に掲げる措置を行う同法第六条第三項に規定する促進事 業者 (以 下 促 進事 業者」 という。 لح

同 条第二項中 「この 法律」 とあるのは 「この法律及び農林漁業者等による農林漁 業 の六次産 業化 \mathcal{O} 促 進

に 関 する法律」 と、 「林業従事者等」 とあ る Oは 「促進事 業者」 と 同 法 第四 条中 林 業 従 事 者等」 لح

あ る \mathcal{O} は 促 進 事 業者」 と 同 法 第 八 条中 「そ $\overline{\mathcal{O}}$ 申 請 者 (そ の者 が 寸 体 で あ る場 合に は、 そ \mathcal{O} 寸 体 又 は

そ \mathcal{O} 寸 体 を構 成 する者) とあ る $\tilde{\mathcal{O}}$ は 「そ \mathcal{O} 申 請 者 と、 「そ O経 営 と あ る \mathcal{O} は 「そ \mathcal{O} 申 請 者 に 係 る農

林 漁 業者等による農林漁業 の六次産業化の促進に関する法律第九条第一 項に規定する認定総合化事 業を行

ある う林業者の経営」と、 \mathcal{O} は 林 業従事者等 同 林 項 業 とあ 従事 者、 るの 木 は 材 「前条第 産 業に 属する 項」 と、 事 業 を営 同 法第一 む 者 十四四 (政 条第 令で定め 項 中 る者に限 林 業従 事者等」 又は لح

これ 5 0 者 \mathcal{O} 組織する団体その他政令で定める者をいう。 次項において同じ。)」とする。

2 林業 木材産業改善資金助成法第二条第一項 (前項の規定により適用される場合を含む。 の林業 · 木

材産業改善資 金であって、 認定農林漁業者等が 認定総合化事業を行うのに必要なもの の償 還 期 間 据 置期

間 を含む。 次条 第二 一項に おい て 同 ľ は、 同 法 第 五条 第 項 \mathcal{O} 規定に カゝ か わらず、 十二年を超えな 1 範

囲内で政令で定める期間とする。

3 五. 年を超えない範囲内で政令で定め 前 項 E 規定する資 金 $\overline{\mathcal{O}}$ 据 置 期 間 は、 る期間とする。 林業 ・木材産業改善資金助成法第五条第二項の規定にかかわらず、

、沿岸漁業改善資金助成法の特例)

第十一 条 認定 総 合化 事 業 に第 五. 条第 匹 項第三号に掲げる措置 が含まれる場合に お ζì て、 促 進 事 業者 が 治当該

措 置 を行うときは、 当該 措 置 を 行う \mathcal{O} に 必 要な資 金で政 令で定 \Diamond る ŧ \mathcal{O} を、 そ れ ぞ れ 沿岸 漁業 改善 資 金助

成法第二条第二項の経営等改善資金のうち政令で定める種類の資金とみなして、 同 法 の規定を適用する。

者 漁業 この お 画 لح į١ に (以 下 場合に あ 従 7 \mathcal{O} る つて同 六 「促進事 次 に \mathcal{O} 「沿岸 は 産 お 法第五 業 1 業者」 て、 経営等改善資 漁業従事者等」 化 \mathcal{O} 条第四項第三号に掲げる措置を行う同法第六条第三項に規定する促進 同 促 という。)」と、 法 進 第三条第 に関 金 す という。 る法 と 律 項 中 同 _ 法第 と、 「経営等改善資 「この法 とあるの 匹 条中 沿岸 (律) 漁 とあ 業 は 沿岸 金、 \mathcal{O} 同 る 従 漁 生活改善資金及び 法第六条第三項に 事 0) は 業 者、 従 「この法 そ 事者等」 \mathcal{O} 組 律及 織 لح す あ 規定する認定総 る団 び 青年漁業者 農林 á 体 \mathcal{O} :漁業: は そ 0 (者等 等 事 他 業者 促 養 政 合化事 成 による農林 令で 進 事 確 (次条に 定 業 保 · 業 計 者 資 \Diamond る 金

構 善資 成する者。 金 と 以下同じ。 同 法第八条第一 とあるの 項 中 「その申 は 「そ -請者 の申 (その者が団 ·請者」 ٢, 体 「 近 である場合には、 代的な漁業技術その その 団体 他 合 理 又 的 は な漁 その 業 寸 生 体 産 を

۲,

経

営等

改

善資

金

生活

改

善資

金

及

び

青

年

漁業者等

等

養

成

確

保資

金

のそ

れぞれ」

لح

あ

る

 \mathcal{O}

は

経

営

等改

方式 0 導 入又は漁ろうの 安全 \mathcal{O} 確保若 しく は漁 具 \hat{O} 損 壊 \mathcal{O} 防 止 \mathcal{O} た 8 \mathcal{O} 施 設 0) 導入」 とあ る \mathcal{O} は 農 林 漁

業者 等に よる農 林 漁 業 \mathcal{O} 六次 産 業 化 \mathcal{O} 促 進 に 関 す Ź 法 律 第 五. 条 第 四 項 第 **三号に** 掲げ る措 置 そ \mathcal{O} 経

営 とあ るの は 「そ 0 申 請者 に 係る 同 法 第 九 条第 項に 規定す る認定 総 合化 事 業を行う漁業者 \mathcal{O} 経営」 لح

する。

沿岸 漁業改善資 金 助 成法第二条第二項 (前 項 \bigcirc 規 定に ょ り適用される場合を含む。 0) 経営等改善資 金

2

のうち 政 令で定 8 る 種 類 \mathcal{O} 資 金 一であ って、 認 定 農林 漁業者等が 認定総 合化 事 業を行うの に 必 要な、 ŧ \mathcal{O} \mathcal{O} 償

還 期 間 は 同 法 第五 条第二項の規定にかかわらず、 その 種類ごとに、 十二年を超えない範囲 内で政令で定

める期間とする。

3 前 項に規定する資 金の据置期間 は、 沿岸漁業改善資金助成法第五条第三項の 規定にかか わらず、 その種

類ごとに、五年を超えない範囲内で政令で定める期間とする。

(農地法の特例)

第十二条 認定農林漁業者等又は認定研究開発 ・成果利用事業者が認定総合化事業計画 (第五条第三項各号

に掲 げる事項が記載されているものに限 る。 次項及び第十四条において同じ。 又は認定研 究開 発 成果

利 用 事 業 計 画 (第七条第三項各号に掲げる事 項が 記載されて V) るものに限る。 次項に、 お いて同 U_o に従

0 て第五 一条 第一 項 \mathcal{O} 施 設 又は 第 七条第三項 \mathcal{O} 施 設 \mathcal{O} 用 に .供することを目的 とし て農地 を農地 以 外 $\overset{\cdot}{\mathcal{O}}$ ŧ 0) に

する場合には 農地 法 第四 |条 第 項 \mathcal{O} 許 可 が あ 0 た ŧ のとみなす。

2 認定農林漁業者等又は認定研究開 発 • 成果利用事 ·業者が認定総合化事業計 画又は認定研究開発 成果利

用 事 ·業 計 画に従 って第五条第 項 $\widehat{\mathcal{O}}$ 施 設 又は第七条第三項 0 施 設 0 用 に供することを目的 とし て農 地 又は

採草 放 牧 地 を農 地 又 は 採 草 放 牧 地 以 外 \mathcal{O} Ł \mathcal{O} に するためこれ 5 \mathcal{O} 土 地 に つ 7 7 所 有 権 又は 使 用 及び 収 益 を

目的 とする権利を取得する場合に は、 農地 法第五条第 項 の許 可があ ったものとみなす。

(酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律の特例)

第十三条 農林 漁 業者等がその総 合化事 業計 画 (第五 条第三項各号に掲げる事 項が 記載されているものに限

る。 以下この 条 に お 7 て同じ。 につい て第五句 条 第 項 の認定を受けたときは 当 該 認定を受け た総 合 化

事 業 計 画 に従 0 て 同 _条第 項 \mathcal{O} 施 設 \mathcal{O} 用 に供することを目的 とし て行 わ れ . る草 地 全とし て家畜 \mathcal{O} 放 牧 又

は その 餇 料若 しくは敷料 の採 取 0 目的に .供される土地をいう。 0 形質の変更であって、 酪農及び 肉 用 #

生産 の振 興に関する法律 昭昭 和 <u>二</u> 十 九年法律第百八十二号) 第九条の規定による届出をしなければならな

1 ŧ 0) に つい て は、 同 条の 規定による届出をしたものとみなす。

2 前 項 \mathcal{O} 規 定 は 第五 条第 項 \mathcal{O} 認定を受けた農林漁業者等がその総合化事業計画に ついて第六条第一 項

の認定を受けたときについて準用する。

(都市計画法の特例)

第 十四四 条各号に 条 掲げ 市街 る 化 ŧ 調 \mathcal{O} 整 を除 区 域 角 に お は、 ** \ て 認定総会 同 条 \mathcal{O} 合化 規 定 事 \mathcal{O} 適 業 計 用に 画 つい に 従 て 0 て行 は、 同 わ 条第 れ る開 + 匝 発 号に 行為 掲 (都 げ る 市 開 計 発行為とみな 画法第三十四

す。

2 為等 兀 12 つ 条第十三項に規定する開 都 が 7 道 て、 府県知事 同 条第 同法 第四 は、 項 \mathcal{O} 十三条第 政令で定め 市街化調整区域のうち都市計画法第二十九条第一項の規定による許可を受けた同法第 発区域 る許 項 以 \mathcal{O} 外 規 可 定に の区域内におい \mathcal{O} 基 準 ょ る許 \mathcal{O} うち 口 同 \mathcal{O} 申 法第三十三条に規定する開 て認定総合化事 請 が あ 0 た場合に 業計 お 画 に 7 て、 従って行わ 発許 当該 可 申 \mathcal{O} 基 請 れ 準 に る建築行 係 \mathcal{O} 例 る建 12 築行 準 Ü

(食品: 流 通構造改善促進法 \mathcal{O} 特 例

て定めら

れた基準に適合するときは、

その許可

可

をし

なければならない。

第十五 品 流 条 通 構 造改 食品 善 流 促 通 進 構 機 造改善促 構 は、 同 進 法第 法 (平成三年法律第五十九号) 十二条各号に掲げる業 務 \mathcal{O} 第十一条第一 ほ か、 次 に 撂 項 げ の規定により指定された食 る業務を行うことができる。

認定 規定する食品をいう。 農林 漁 業者 等 文は 認 の生産、 定 研 兖 開 製造、 発 成 加 果 工 利 又は販売の事業を行う者に限る。 用 事 業者 (食品 食品 流 通 構 造改 以下この項において同 善 促進 法 第二条 第 項

に

r. が実施を する認定総合化 事 業又は認 定研 究開 発 成 果利 用 事 業 (認 定研 究開 発 • 成 果利 用 事 業 計

画

に . 従 · つ て実施され る研 究開 発 成 果利用 事 業をい う。 以 下 同 r. に 必 要な 資 金 \mathcal{O} 借 入 れ に 係る 債 務 を

保証すること。

認定農林漁業者等又は認定研究開発・成果利用事業者が実施する認定総合化事業又は認定研究開発

成果利用事業について、 その実施に要する費用 \mathcal{O} __ 部を負担して当該認定総合化事業又は当 該認定 研 究

開発・成果利用事業に参加すること。

 \equiv 認定 (総合: 化 事 業又 は 認定 研 究開 発 成果利用 用 事 業を実 施す る認定農林漁業者等 又は 認定 研 究開 発 成

果 利 用事業者 の委託を受けて、 認定総合化事業計 画又は 認定研 究開 発 成果利用事業計 画に 従 0 て 施 設

の整備を行うこと。

兀 認定総合化事業又は認定研究開 発 • 成果利用事業を実施する認定農林漁業者等又は認定研究開 発 成

果利用事業者に対し、必要な資金のあっせんを行うこと。

五 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

2

前 項 O規定により 食品流通構 造改 善促進機 構 の業務が行われる場合には、 次の表の上欄に掲げる食品流

通構造改善促進法の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、 同表の下欄に掲

げる字句とする。

次産業化の促進に関する法律		
この章若しくは農林漁業者等による農林漁業の六	この章	第二十条第一項第三号
五条第一項各号に掲げる業務		項第一号
る農林漁業の六次産業化の促進に関する法律第十	務	九条及び第二十条第一
第十二条各号に掲げる業務又は農林漁業者等によ	第十二条各号に掲げる業	第十八条第一項、第十
十五条第一項第一号に掲げる業務		
よる農林漁業の六次産業化の促進に関する法律第	業務	
第十二条第一号に掲げる業務及び農林漁業者等に	第十二条第一号に掲げる	第十四条第一項
条第一項第一号に掲げる業務		
農林漁業の六次産業化の促進に関する法律第十五		
前条第一号に掲げる業務及び農林漁業者等による	前条第一号に掲げる業務	第十三条第一項

第十九条(農林漁業者等による農林漁業の六次産	第十九条	第二十三条第二号
第十八条第一項	同項	
この号において同じ。)		
規定により読み替えて適用する場合を含む。以下		
六次産業化の促進に関する法律第十五条第二項の		
第十八条第一項(農林漁業者等による農林漁業の	第十八条第一項	第二十三条第一号
り読み替えて適用する場合を含む。)		
化の促進に関する法律第十五条第二項の規定によ		
の規定を農林漁業者等による農林漁業の六次産業	条第一項	
第十三条第一項若しくは第十四条第一項(これら	第十三条第一項、第十四	第二十一条第一号
規定により読み替えて適用する場合を含む。)		
六次産業化の促進に関する法律第十五条第二項の		
第十四条第一項(農林漁業者等による農林漁業の	第十四条第一項	第二十条第一項第四号

業 ょ 化 り 読 \mathcal{O} 促 4 替え 進 にこ て適 関 す る法 用 す 律第 る場合を含む。 + 五. **一条第二** 項 \mathcal{O} 規 定 に

野 菜生 産出荷安定 法 \mathcal{O} 特 例

第十六条 第 五 条 第十 ·項 $\widehat{\mathcal{O}}$ 規定に よる通 知に係る認定総合化事業計画に従 いって産 地連携野菜供給契約に基づ

く指 定野 菜 \mathcal{O} 供 給 \mathcal{O} 事 業を行う認定 農林 漁業者等に つい 7 は、 当該 認定農: 林 漁 業者等を野菜生 産出 荷 安定

法第 + 条第 項 E 規 定す へる登録: 生産 者とみな じて、 同 法 第十二 条の 規定 を適 用 する。 この 場 合 12 お 1

同 .条中 指 定 野 菜を 原料 芸しく は材料として使用する製造 若 Ü < は 加 工 \mathcal{O} 事 業 又 は 指 定 野 菜 \mathcal{O} 販 売 \mathcal{O} 事 業

を 行う者との間 に お 7 て農林水産省令で定めるところによりあ 5 かじ め締 結 L た契約 **対** 象野 菜 \mathcal{O} 供 給

係るものであ つて、 天候その他 やむを得ない 事 由 により供 に給す Š き対象野菜に不足が生じた場合に、 これ

と同 \mathcal{O} 種 別 に 属 す る指定野菜 を供 給することを内容とするも 0 に限 る。 $\stackrel{\smile}{}$ とある のは、 農林 漁 業者

等に ょ る農林 漁 業 \mathcal{O} 六次産業 化 0 促 進 に関う する法律第三条第七項に規定する産 地 連 携野菜 供 給契約」

(種

苗法の

特

例

る。

27 -

第十七 条 農林 水 産大 臣 は 認 定 研 究 開 発 成果 利 用 事 業 \mathcal{O} 成果 に係る る出 願 品 種 (種 苗 法 平 成 十年 法 律 第

八十三号) 第四 条第 項 E · 規定 · でする 出 願 品 種 を 11 V , 当該 認 定 研 究 開 発 成 果 利 用 事 業 \mathcal{O} 実 施 期 間 \mathcal{O} 終

日 から起算して二年 以 内に品種 登録 出 願されたもの に限る。 以下この項にお *(*) て同じ。 に関 する品 種 登

録 出 願について、その出願者が 次に掲げる者であって当該認定研究開発・ 成果利用事業を行う認定研究開

発 • 成果利 用事業者であるときは、 政令で定めるところにより、 同法第六条第 項のに 規定により納付 すべ

き出願料を軽減し、又は免除することができる。

その 出 願 品 種 \mathcal{O} 育成 (<u>種</u> 苗法第三条第 項に規定する育成をいう。 次項第 号にお いて同じ。

た者

その 出 願 品 種 が 種苗法第八条第一項に規定する従業者等 (次項第二号にお いて 「従業者等」 という。

が育成し た同 条第 項に規定す る職務育 成 品種 (同号に お 7 . て 職 務育 成品種」 という。) であって

契約 勤 務 規 鴚 そ \mathcal{O} 他 \mathcal{O} 定 8 に ょ ŋ あら かじ 85 同 項 に規定する使用 者等 以 下この条に お 7 7 「使用

者等」 という。 が 品 種 登 録 出 願をすることが定めら れてい る場合において、 その 品 種 登 録 出 願 をした

使用者等

2

農 林 水 産 大臣 は、 認定 研 究 開 発 成 果 利 用 事 業 0 成果 に係 る 登 録 品 種 (種 苗 法第二十条 第 項 E

規

定

す

る 登 録 品 種 を 1 V ; 当 該 認定 研 究開 発 成 果 利 用 事 業 \mathcal{O} 実 施 期 間 \mathcal{O} 終 了 日 か 5 起算 L て二年 以 内 に 品 種 登

録 出 願 されたも のに . 限 る。 以下この 項に お ** \ て 同 r. に 0 1 て、 同 法 第 匹 十 -五条第 項 \mathcal{O} 規 定に ょ る第

年 カン 5 第六年までの各年 分の登録料を納 付すべき者が次に掲げる者であって当該認定研究開発 成 果利

用 事 業を行う認 定研 究開 発 • 成 果利 用事 業者 であるときは、 政令で定めるところにより、 登 録 料を軽さ 減

、又は免除することができる。

一 その登録品種の育成をした者

そ 0 登 録 品 種 が 従業者等が育成し た職務育成品種であって、 契約、 勤務規 別その 他 の定め によりあら

か じ め 使用者 等が 品 種 登録 出 願をすること又は 従業者等が した品 種 登 録 出 願 \mathcal{O} 出 . 願者 0 名 義 を使用者 等

に 変更することが 定め 5 れ て **V** > る場合にお (1 て、 その 品 種 登 録 出 願 をし た使用者等又はその 従業者等が

L た 品品 種 登 録 出 願 \mathcal{O} 出 願 者 0) 名義 \mathcal{O} 変更を受け た使用 者 筡

(国等の施策)

第十八 条 国及び地方公共団体は、 農林漁業者等による農林漁業及び関連事業の総合化を促進するため、

情

報 \mathcal{O} 提供、 人材の育 成 研究開 発の 推進及びその成果の普及その 他 の必要な施 策を総合的 に推 進するよう

努めるものとする。

2 玉 は、 農林漁業者等による農林漁業及び関連事業の総合化と併せて、 農林漁業者等以外の者による農林

漁業及び関連事 業の総合化及び農山漁村に存在する土地、 水その他の資源を有効に活用した新たな事 ·業 の

創 出 を促進することが、 農山 漁 村に おける六次産業化を推進し、 農 Ш 漁村 に おける雇 用 機 会の 創出そ \bigcirc 他

農 山 漁村 \mathcal{O} 活性: 化に資する経 済的 社会的効果を及ぼすことにか λ が み、 関 係 省 子 相 互 間 \mathcal{O} 連 携 を図 り つ 0

 \mathcal{O} 法 律に基 づく措置 及びこれと別に講ぜら れる農山漁 村 \mathcal{O} 活性化に資する措置を総合的 か つ効果 的 に

推進するよう努めるものとする。

(資金の確保)

第十九条 国は、 認定総合化事業又は認定研究開 発 成果利用事業に必要な資金の 確保に努めるものとする。

(指導及び助言)

第二十条 国 は 認定総合化事業又は認定研究開 発 成果利! 用事業の 適 確 な実施に必要な指導及び助言を行

うものとする。

(報告の徴収)

第二十一条 農林水産大臣は、 認定農林漁業者等に対し、 認定総合化事業計 画 の実施状況について報告を求

めることができる。

2 主務大臣は、 認定研究開発・成果利用事業者に対し、 認定研究開発・成果利用事業計画の実施状況につ

いて報告を求めることができる。

(主務大臣等)

第七 条第一 項並びに同条第四項及び第五項 (これらの規定を第八条第四項において準 用する場

合を含む。)、 第八条第一項から第三項まで、 前条第二項並びに次条における主務大臣は、 農林水産大臣

及び認定研究開発・成果利用事業に係る事業を所管する大臣とする。

2 第七条第一項及び第八条第一 項における主務省令は、 前項に規定する主務大臣の共同で発する命令とし

次条における主務省令は、 同項に規定する主務大臣の発する命令とする。

(権限の委任)

この法律に規定する農林水産大臣及び主務大臣の権限は、 農林水産大臣の権限にあっては農林

水産省令で定めるところにより地 方農政局長又は 北 海道農政 事務所長に、 主務大臣 の権限にあ っては主務

省令で定めるところにより地方支分部局の 長に、 それぞれその 一部を委任することができる。

| 罰

則

第二十四条 第二十一条の規定による報告をせず、 又は虚偽の報告をした者は、三十万円以下の罰金に処す

る。

2 法 人 (法人でない団体で代表者又は管理人の定め 0 あるものを含む。 以下この項にお いて同 の代

表者又は法人若しくは人の代理人、 使用· 人その 他 \mathcal{O} 従業者 が、 その 法 人又は 人の 業務 に関 前項 \mathcal{O} 違反

行為をしたときは、行為者を罰するほか、 その法人又は人に対しても、 同 項 \mathcal{O} 刑を科する。

3 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、 その代表者又は管理人がその訴訟行為につ

き法人でない 団体を代表するほか、 法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事 訴訟に関する法律の規定を

準用する。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(検討)

第二条 政府は、 この法律の施行後五年以内に、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると

認めるときは、 その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。